第4回教育委員会会議議案第8号

議案第8号

秋田県いじめ問題対策審議会委員の任命について

秋田県いじめ防止対策推進条例(平成28年秋田県条例第54号)第24条第2項の 規定に基づき、秋田県いじめ問題対策審議会の委員を次のとおり任命する。

No.		氏	名		分	野	任	期
1	嵯	峨		宏	法	律	令和4年4月1日	~令和6年3月31日
2	三	島	和	夫	医	療	令和4年4月1日	~令和6年3月31日
3	綾	部	直	子	心	理	令和4年4月1日	~令和6年3月31日
4	燕	藤		透	教	育	令和4年4月1日	~令和6年3月31日

令和4年3月24日提出

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

理 由

秋田県いじめ問題対策審議会の委員の任期が令和4年3月31日をもって満了するため、その後任について県教育委員会の承認を得る必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議案第8号 参考資料

秋田県いじめ問題対策審議会委員名簿 (任期:令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)

(令和4年3月31日現在)

※個人情報保護のため非公開

議案第8号 参考資料

秋田県いじめ問題対策審議会委員任命候補者略歴

※個人情報保護のため非公開

第4回教育委員会会議議案第9号

議案第九号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 秋田県立高等学校管理規則 (昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二十条 4 3 2 2 第十六条 とする。 おりとする。 欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げると 略 +九 番号上 +(事務長等) 略 学校に、第一項に規定する職のほか、必要に応じて次の表の上 第 講師 項の事務長及び前項の表の第 略 略 船略 機 校長は、 (常勤の者に限る。 関 長 長 欄 寄宿舎には舎監を置き、舎監は教諭、 する。 略 略 上司の命を受けて船舶に関する業務を掌理 略 を掌理する。 上司の命を受け 下 改正後 又は実習助手をもつて充てるもの 7 一号から第五号までに掲げる 船 舶の機関に関する業務 欄 養護教 4 3 2 第二十条 2 第十六条 欄に掲げる職を置き、 とする。 おりとする。 八 略 十九 番号一上 (舎監 学校に、第一項に規定する職のほか、必要に応じて次の表の上略 (事務長等) 略 第 項の事務長及び前項の表の第一号から第五号までに掲げる 略略 略 略 校長は、 欄 寄宿舎には舎監を置き、 略略 略 その職務はそれぞれ同表の下欄に掲げると 下 改正前 舎監は教諭 をもつて充てるもの 欄

員をもつて充てる。職は事務職員を、第六号から第十二号までに掲げる職はその他職 員をもつて充てる。職は事務職員を、第六号から第十号。までに掲げる職はその他職

様式第3号 教育課程等年間計画書 (第4条関係)

別 漁 選

年度教育課程表

	1				
器	総合	略	数科科		学校名
	計的な			\succ	
	総合的な探究の時間		\\\\	41/4	
	時間		半年	年	
			標 位 数	承	
			1 #		票
			2 年		無給
			3 年		<u></u>
			4 年	年度	
			1		
			2 3 4 年年年		
			3 4 年	併	学
			- TII - III-	州	学科名
			1年	. "	
			2		
			3		
			4 年 単	年月	
			1 年	承	华
			- 2		
			第 3		
			4	併	濫
			<u> </u>	承	型

器

2 関係) 様式第11号 時間外勤務・休日勤務命令 (実績) 癣 (第26条の

勤務命令(実績
令 (実

様式第16号 欠勤届 (第32条関係)

K 搏 囯 ()

器

様式第3号 教育課程等年間計画書(第4条関係)

郡 選選

1 年度教育課程表

器		器	数		ΤJE
11/4	(新 (新	14	型 / /		学校名
			* /	入	24
	合的な学習の時間 合的な探究の時間		/		
	字 茶		/ /	*	
	超の発		17	7%	
	平平		学年	年	
			(4)	Ţn	
	1		/	展	
			藤瀬	NHT.	
			位数準		
					Tiuli
			至 2		課 程
			3 4 年年		<u>**</u>
			4 年 #	年』	
			单 1	承	
			2 3 年年		
			第 3		₩.
			4 計	年度	学科名
			1	NHT.	Д,
			2 年年		
			4 3	4	
			年 計	年度	季
			1 年	MTI	-4-2
			全		
			3 4 年年	*	***
			4 計	年度	類型
				押	四

器

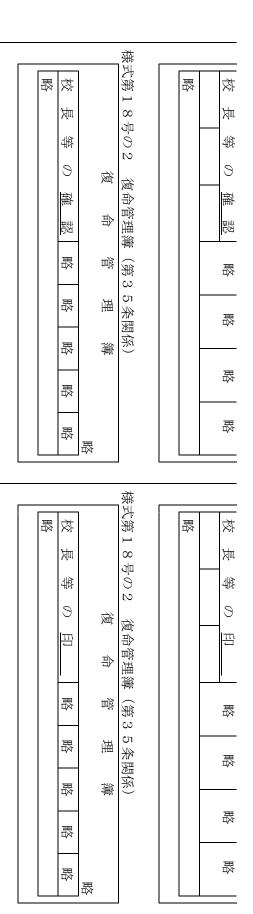
2 関係) 様式第11号 時間外勤務・休日勤務命令 (実績) 鄣 (第26条の

器	校	器	
	畑		
	樂		罪
	9		퍂
	Ħ]外勤務
			•
	器		休日勤務命令
	器		命令
	器		(実績)
	器		簿
	郡	•	

様式第16号 欠勤届 (第32条関係)

K 搏 屈 ()

器



この規則は、令和四年四月一日から施行する。附 則

令和四年三月二十四日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩

幸

備を行う等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。 県立高等学校の管理運営の改善等を図るため、 寄宿舎の舎監に充てることができる職の範囲を拡大するとともに、 海事職に関する規定の整

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

県立高等学校の管理運営の改善等を図るため、寄宿舎の舎監に充てることができる職の範囲を拡大するとともに、海事職に関する規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 教育課程等年間計画書の別紙中の「総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)」を「総合的な探究の時間」に改めることとする。(第4条関係)
- (2) 舎監に充てることができる職に、養護教諭、講師(常勤の者に限る。)及び 実習助手を加えることとする。(第16条関係)
- (3) 船長及び機関長の職及び職務を定めることとする。(第20条関係)
- (4) 校長等の押印を必要とする様式を改めることとする。 (第26条の2、第3 2条及び第35条関係)

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

第4回教育委員会会議議案第10号

議案第十号

秋田県立高等学校学則(平成元年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則 秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

及び住民票を校長に提出しなければならない。	及び住民票を校長に提出しなければならない。
	担する者をいう。以下同じ。)が連署した誓約書(様式第四号) 者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負
10000000000000000000000000000000000000	法
た者は、三十日以内に、保護者	1/4
4 第十一条 入学(編入学、再入学及び転入学を含む。)を許可され	第十一条 入学(編入学、再入学及び転入学を含む。)を許可され
(入学手続)	(入学手続)
改正前	改正後

この規則は、 令和四年三月二十四日提出 令和四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩

幸

理

する理由である。 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号) の施行に伴い、 所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出

秋田県立高等学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

保護者について、条文中に定義規定を定めることとする。(第11条関係)

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

第4回 教 育 委 員 会 会 議 議案第11号

議案第十一号

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

秋田県立特別支援学校学則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

ばな	住民票を添えて、校長に提出しなければならない。
の 「一一」が連署した誓約書(様式第八号)にその者の	いう。以下同じ。)が連署した誓約書(様式第八号)にその者の
を 	達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者:
	和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年
(昭 る期日までに、保護者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	る期日までに、保護者 (未成年の生徒については学校教育法 (
め 学を含む。次項において同じ。)を許可された者は、校長の定め	学を含む。次項において同じ。)を許可された者は、校長の定:
入 第十一条 高等部又は同部専攻科に入学(編入学、再入学及び転入	第十一条 高等部又は同部専攻科に入学(編入学、再入学及び転入
(入学の手続)	(入学の手続)
改正前	改正後

この規則は、 令和四年三月二十四日提出 令和四年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

理

する理由である。 民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号) の施行に伴い、 所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この規則案を提出

秋田県立特別支援学校学則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

民法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十九号)の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

保護者について、条文中に定義規定を定めることとする。(第11条関係)

3 施行期日

この規則は、令和4年4月1日から施行することとする。

第4回教育委員会会議議案第12号

議案第12号

秋田県指定文化財の指定等について

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(絵画)に指定する。

名称	員数	所在地	所有者
平福穂庵筆緑蔭清談	1幅	横手市赤坂字富ヶ沢62番地46	秋田県
		秋田県立近代美術館	

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の有形文化財を秋田県指定有形文化財(書跡・典籍)に指定する。

名称	員数	所在地	所有者
吉川五明稿本類並びに関	22点附	秋田市山王新町14番31号	秋田県
係資料 (秋田県所蔵)	3点	秋田県立図書館	
		秋田市山王新町14番31号	
		秋田県公文書館	

秋田県文化財保護条例(昭和50年秋田県条例第41号)第4条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる有形文化財の名称を改めて同表右欄に掲げるとおりとする。

		左	欄		右欄
名	称	指定年月日	所在地	所有者	新名称
			秋田市千秋明徳町4番	個人	五明文庫(吉川
川五明	 稿本類	3月12日	4 号		五明稿本類並び
並びに	関係資		秋田市立中央図書館明		に関係資料、吉
料)			徳館		川家伝来)

令和4年3月24日提出

秋田県教育委員会教育長 安 田 浩 幸

第96回秋田県文化財保護審議会において、「平福穂庵筆緑蔭清談」「吉川五明稿本類並びに関係資料(秋田県所蔵)」の計2件を秋田県指定文化財に指定すること、及び「五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係資料)」1件の名称変更が適当であることの答申があった。この指定等については、秋田県教育委員会の議決を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

ひらふくすいあんひつりょくいんせいだん 平福穂庵筆緑蔭清談

1 種 別 有形文化財(絵画)

2 名称及び員数 平福穂庵筆緑蔭清談 1幅

3 所 在 地 横手市赤坂字富ヶ沢62番地46 秋田県立近代美術館

4 所 有 者 秋田県

5 制 作 年 明治19年(1886)

6 材質・形状 紙本墨画淡彩、軸装

7 寸 法 縦150.0cm、横79.2cm

8 説 明

本作品は、幕末から明治にかけて生き、中央画壇で活躍した本県出身の画家、平福穂庵の晩期の代表作である。

平福穂庵(通称順造、名は芸)は、弘化元年(1844)に仙北郡角館町の商家に生まれた。父の影響で幼少時より地元の絵師・武村文海に師事して円山四条派の画法を学んだ。12歳で久保田城下に学び、絵画技術と漢学の素養を得る。画号は初め文池と号したが、16歳で京都に絵画修行のため遊学しており、その道中で自ら穂庵と改号している。慶応2年(1866)、22歳で京都より帰郷した後、明治5年(1872)から北海道にたびたび渡り、アイヌの生活を写生するなどして絵画表現の模索を続けた。明治15年(1882)の第一回内国絵画共進会にて、実物写生によって描いた「乞食図」が褒状を受賞し、中央画壇で初めて評価された。明治19年(1886)に東京に進出し、宮内省に納める画帖の揮毫者に選ばれたほか、美術雑誌『絵画叢誌』の編集、掲載用古画の縮写業務にあたるなどして活躍した。明治22年(1889)に体調不良のため帰郷するも、角館にて制作した最晩年の代表作「乳虎」が、明治23年(1890)の第三回内国勧業博覧会で妙技二等賞を受賞。同年12月に46歳で没した。「乳虎」は平成17年3月に秋田県指定有形文化財に指定されている。

穂庵は、円山四条派の画法を基礎に写生を重視し、文人画等他派の作品にも描法や構図を学んだほか、幕末から明治初期にかけての洋画の描法などにも関心を寄せていた。伝統的な筆法を踏まえながら、墨と筆を駆使して光や空間の表現に挑戦した本作品は、その研究成果を示している。文人たちが俗世を離れ大樹の木陰で悠々と茶を煎じながら清談する光景が描かれており、光を含むような樹木の描写は、洋画的な陽光表現を感じさせる。画面中央に樹間と清流を配置する構図や、奥に見える霞んだ景色を薄墨で描写する表現は、西洋の遠近法にも通じる。緑蔭から風が吹き抜けるような大気を感じさせる空間や、自然の瑞々しさを見事に表出した臨場感豊かな作品となっている。

明治前期、急速な欧化政策により日本画家たちが方向性を模索していた時代に、穂庵は 伝統的画風を十分に生かした上で新味を加える描写により、いち早く近代日本画の発展を 予感させる作風を示した。本作品は、同時代の南画的山水表現に西洋的写実性を取り入れ て新機軸を打ち出した先駆的な作品であり、穂庵晩期の代表作である。

参考文献

『平福穂庵画集』 大日本絵画 昭和58年(1983)7月5日

加藤昭作 『評伝 平福百穂』 短歌新聞社 平成14年(2002)10月20日

太田和夫 「平福穂庵の作品 検証-変革の時代に生きた地方画家-(補遺)」『秋田県立博物館研究報告第35号』 平成22年(2010)3月16日

秋田県立近代美術館 『没後一三〇年 平福穂庵展 図録』 令和元年(2019)11月16日



平福穗庵筆 緑蔭清談 (秋田県立近代美術館所蔵)

きっかわ ごめいこうほんるいなら かんけい しりょう あき た けんしょぞう 吉川五明稿本類並びに関係資料 (秋田県所蔵)

1 種 別 有形文化財(書跡・典籍)

2 名称及び員数 吉川五明稿本類並びに関係資料(秋田県所蔵) 22点附3点

3 所 在 地 秋田市山王新町14番31号 秋田県立図書館(21点附3点)

秋田市山王新町14番31号 秋田県公文書館(1点)

4 所 有 者 秋田県

5 時 代 江戸時代中期~後期

6 材質・寸法等 別紙のとおり

7 説 明

吉川五明稿本類並びに関係資料は、江戸時代中期から後期の秋田の俳人吉川五明の自筆 俳書等のうち、秋田県立図書館及び秋田県公文書館が所蔵する資料群である。

享保16年(1731)に
が渡きがえる。

「大きない」である。

明(幼名伊五郎、のち正九郎、宗七郎兄之、祐之、隠居後に了阿)は、茶町菊之丁の吉がたまる。

加惣右衛門吉品の養子となり、のちに吉品の長女律と結婚して分家した。養父死後、義弟を後見して家業の隆盛を支え、享和3年(1803)73歳で没した。

少年期より滑稽味や言葉遊びをもっぱらにする談林風の句作をしたが、やがてそのような句作に疑問を抱き独学で芭蕉の俳諧を研究した。宝暦12年(1762)俳号を五明と改めたころを境に、自然観照を基本とし叙情や感傷をたたえた句風に転換し、芭蕉回帰を目指した。明和5年(1768)『四季の友』で全国に先駆けて蕉風復古の宣言を行い、与謝蕪村、加藤暁台ら諸国俳人と幅広く交流しながら中興俳諧運動の一翼を担って、句作を深めた。

五明の自筆俳書等の多くはまとまって吉川家に伝わり、昭和54年10月と昭和60年3月に「五明文庫」として秋田市指定有形文化財となった後、平成3年に秋田市立中央図書館明徳館に寄託され、令和3年3月には秋田県指定有形文化財に指定されている。しかし、行方のわからない著作があることも知られており、近代になって、石井露月とともに秋田俳壇の中心的存在であった安藤和風や、五明の俳統を継ぐ升屋柳雨などが散逸した資料の捜索に努め、収集、復元された資料の多くが秋田県立秋田図書館(現秋田県立図書館)に寄贈された。このほか、郷土史家東山太三郎などが収集した資料が、同図書館に寄贈されている。

参考文献

藤原弘 編 『秋田俳書体系 吉川五明集上』 秋田俳文学の会 昭和49年(1974)11月30日

藤原弘 編 『秋田俳書体系 吉川五明集下』 秋田俳文学の会 昭和51年(1976)11月30日 足達矩水・井上隆明・今井凄雨・高橋友鳳子・藤原弘・丸山一彦 『秋田俳諧史』 秋田俳文学の会 昭和44年(1969)3月1日





『暁の霜』(秋田県立図書館蔵)



『発句画賛「夕小雨」』(秋田県立図書館蔵)

秋田県指定文化財の名称変更について

- 1 種 別 有形文化財(書跡・典籍)
- 2 名称及び員数 五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係資料) 232点附44点
- 3 新名称及び員数 五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係資料<u>、吉川家伝来</u>) 232点附44点
- 4 指定年月日 令和3年3月12日
- 5 所 在 地 秋田市千秋明徳町4番4号 秋田市立中央図書館明徳館
- 6 所 有 者 個人

7 説 明

吉川五明は、江戸時代中期に久保田城下で活躍した俳人である。吉川家に代々伝わる自 筆俳書などの資料は、「五明文庫」として昭和54年に秋田市指定有形文化財に指定されて おり、令和3年3月に「五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係資料)」として秋田県指定 有形文化財に指定された。

今回、秋田県立図書館及び秋田県公文書館で所蔵する資料を「吉川五明稿本類並びに関係資料(秋田県所蔵)」として秋田県指定文化財に指定するにあたり、秋田県文化財保護審議会において、本件について資料の性格を明示した名称にすべきとの指摘があったため、名称を変更するものである。

第4回教育委員会会議報告第3号

報告第3号

教育庁等職員の任免についての専決処分報告

教育庁等職員の任免について、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和4年3月24日提出

秋田県教育委員会教育長 安田浩幸

理由

教育庁等職員の任免については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第21条の規定において教育委員会の議決事項とされているところであるが、教育委員会を開催するいとまがないと認められたことから、秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則第4条第1項の規定により専決処分を行ったので、同条第2項の規定に基づき、教育委員会に報告し、承認を求めるものである。

専 決 処 分 書

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和31年秋田県教育委員会規則第10号)第4条第1項の規定により、教育庁等職員の任免について専決処分を行う。

令和4年3月18日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

教育庁等職員について、次のとおり発令する。

(令和4年3月31日付け)

	1. 11. 7 1 9 7 9 7 1 1 1 1 1 7 7
現在職	氏名
教育次長	石川 定人

秋田県知事の事務部局へ出向を命ずる

現在職	氏名
生涯学習課長	橋本 裕巳

人事委員会事務局へ出向を命ずる

(令和4年4月1日付け)

新任職	現在職	氏名
教育次長	農林水産部次長	伊藤 真人

(頭書) を命ずる